

計画期間中の見込み量と提供体制

(1) 計画期間中の見込み量と提供体制

※自町+他市町村の合計数。()内は自町分。 単位:人

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	①量の見込み	128 (5)	119 (3)	109 (4)	96 (2)	95 (2)
	②提供体制	128 (5)	119 (3)	109 (4)	96 (2)	95 (2)
2号認定	①量の見込み	152 (5)	147 (7)	130 (7)	122 (12)	123 (15)
	②提供体制	152 (5)	147 (7)	130 (7)	122 (12)	123 (15)
3号認定 (1・2歳児)	①量の見込み	56 (5)	61 (9)	69 (10)	67 (10)	64 (9)
	②提供体制	56 (5)	61 (9)	69 (10)	67 (10)	64 (9)
3号認定 (0歳児)	①量の見込み	33 (4)	30 (2)	29 (2)	29 (2)	30 (2)
	②提供体制	33 (4)	30 (2)	29 (2)	29 (2)	30 (2)

(2) 事業の概要

※利用者支援事業は町内に1カ所整備。その他事業は自町+他市町村の合計数。()内は自町分。

事業名	内容	令和6年度	
1. 利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。	①量の見込み ②確保方策	1カ所 1カ所
2. 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。	①量の見込み ②確保方策	のべ275人 のべ275人
3. 一時預かり事業	保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。	①量の見込み(幼稚園児の預かり保育) ②確保方策(幼稚園児の預かり保育) ①量の見込み(その他) ②確保方策(その他)	のべ2,068人 のべ2,068人 のべ17,989人 のべ17,989人(のべ200人)
4. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。	①量の見込み ②確保方策	94回 94回(5回)
5. 養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。	①量の見込み ②確保方策	0 0
6. ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で子育てを助け合う相互援助活動です。	①量の見込み ②確保方策	0 0
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	●「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間(原則7日間)預かる事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。	①量の見込み ②確保方策	0 0
8. 時間外(延長)保育事業	通常の保育時間(11時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。	①量の見込み ②確保方策	0 0
9. 病児・病後児保育事業	病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。	①量の見込み ②確保方策	のべ184人 のべ184人
10. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	①量の見込み(低学年) ②確保方策(低学年) ①量の見込み(高学年) ②確保方策(高学年)	96人 96人 95人 95人
11. 妊婦健康診査	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健康診査にかかる費用の一部を、公費で負担します。	①量の見込み ②確保方策	のべ1,410回 のべ1,410回
12. 実費徴収に係る 補給給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。	①量の見込み ②確保方策	— 町内分については実施を検討
13. 多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。	①量の見込み ②確保方策	— 町内分については実施を検討

浪江町 第2期



事業計画

概要版



浪江町
イメージアップキャラクター
「うけどん」

令和2年3月
浪江町

計画策定の目的

平成24年8月に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法(①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が公布されました。

それに基づき平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

この新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、市町村が、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

町は東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全町避難という極めて厳しい経験を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除されました。子どもたちの多くは全国各地に避難して生活している状況が続いていますが、平成30年4月には町内において町立認定こども園及び小中学校が開園・開校し、町内での子育て環境の整備も進んできています。

本計画は、町の次代を担う子どもたちが健やかで生き生きと育っていくために、全ての子ども、全ての子育ての段階に応じた子育て支援の総合的な取組みを推進するため策定するものです。



計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。本計画は、児童福祉及び母子保健福祉、学校・教育部門の内容を含め、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。また、本計画の策定及び実施にあたっては、第1期の「浪江町子ども・子育て支援事業計画」の評価・見直しを行い、復興計画及び浪江町復興まちづくり計画に基づき、地域福祉、教育振興、障がい児対応、健康増進等、関連分野の施策との調和を図っていきます。

(2) 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。また、子ども・子育て支援事業等の対象となるのは、未就学児・小学生及びその保護者が主ですが、将来の親となる中学生以上も視野に入れた計画です。

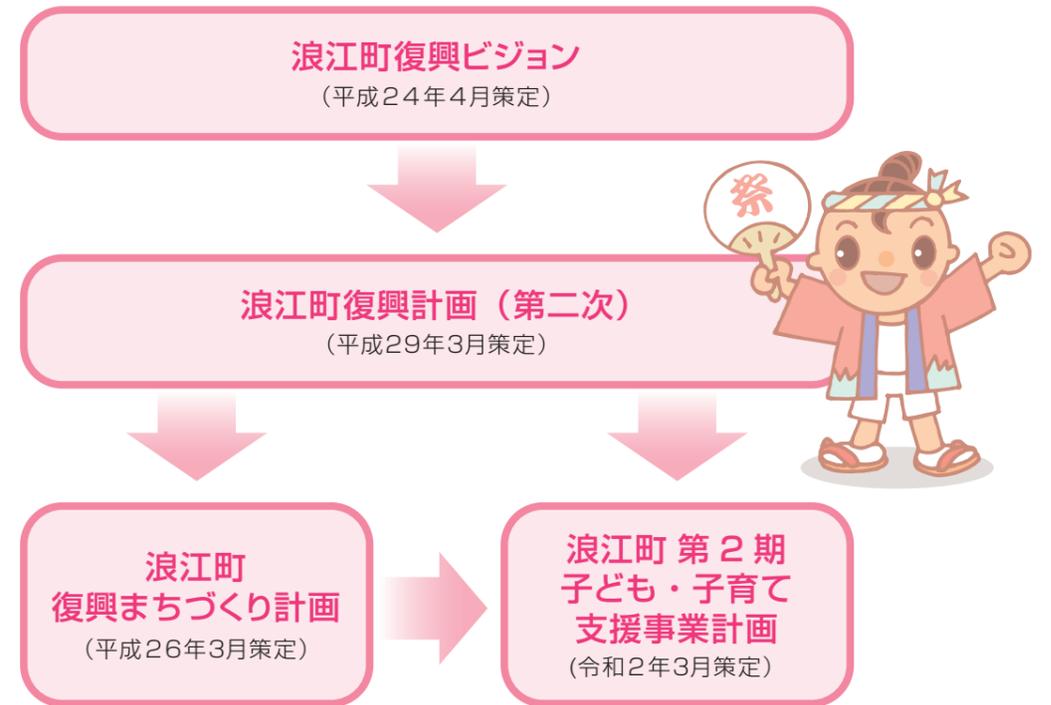


(3) 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検をしながら推進します。



< 本計画の上位計画 >



【浪江町復興ビジョン】

町として、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の対応への今後の展望を示し、国への要求根拠とするとともに、町民一人ひとりの暮らしの再建のため、町全体で力を合わせる目標とするもの。

【浪江町復興計画(第二次)】

「復興ビジョン」の「復興理念」「基本指針」「具体像」を具現化するもの。

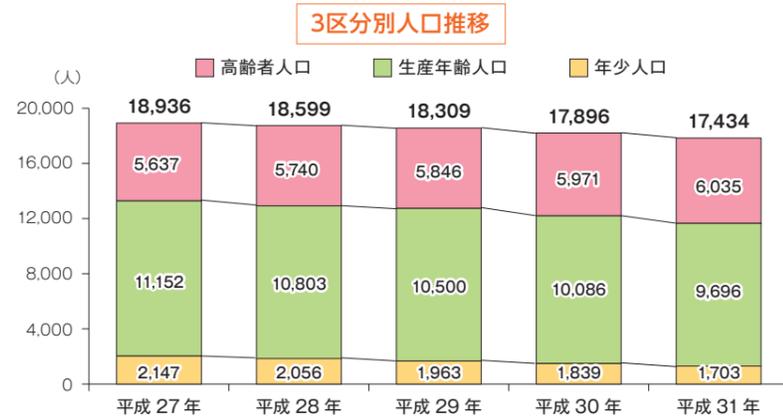
【浪江町復興まちづくり計画】

ふるさとの再生に向け、「復興ビジョン」や「復興計画(第二次)」において示された「まちづくりの方向性」をより具現化するもの。平成29年3月末の避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりのイメージを定めるもの。

浪江町の現状

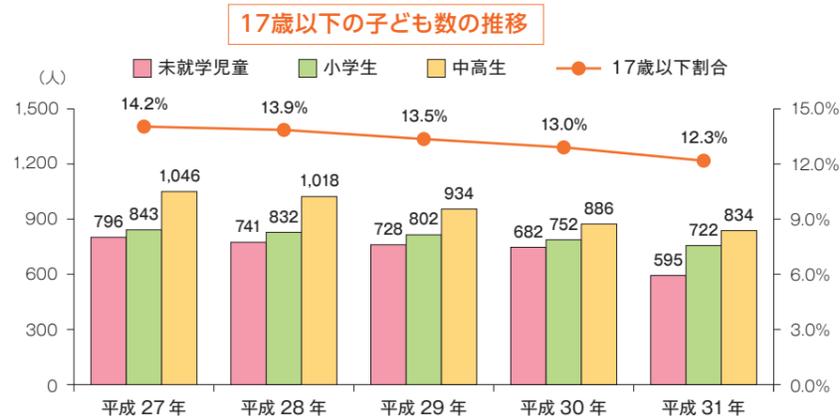
(1) 人口の推移

総人口は平成 30 年に 18,000 人を下回り、平成 31 年は 17,434 人となっています。年齢構成では、14 歳以下の年少人口が平成 27 年の 2,147 人から平成 31 年の 1,703 人に減少しており、年少人口割合と生産人口割合は緩やかに下降する一方、高齢者人口割合は増加傾向にあります。



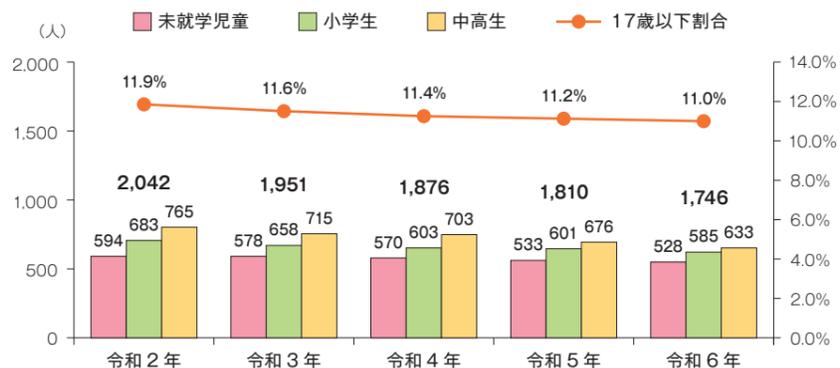
(2) 子ども数の推移

17 歳以下の人口は減少傾向にあり、中でも未就学児童が減少しています。17 歳以下人口の占める割合は平成 31 年で 12.3%となっています。



(3) 計画期間の子ども数

17 歳以下の人口は減少傾向で、人口割合は令和 2 年の 11.9%から令和 6 年には 11.0%と見込まれます。



(4) 子育て環境の状況

① 保育所等の状況

本町には、震災前は、認可保育所、幼稚園、児童館等がありましたが、震災による避難のため全施設が休業を余儀なくされました。

施設種別	箇所数	
認可保育所	2	
幼稚園	公立	2
	私立	2
児童館	1	
認可外保育施設	2	

平成 29 年 3 月 31 日に避難指示の一部が解除されたことから、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園浪江町立浪江にじいりこども園が開園し、令和 2 年 2 月現在、11 名の児童が利用しています。

年齢	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児
在園児数	2	4	3	2

※令和2年4月からは0歳児（生後6か月以上）及び1歳児の預かりを開始します。

② 小・中学校の状況

本町には、町立小学校 6 校、町立中学校 3 校があります。震災後、臨時休業していましたが、小学校 2 校、中学校 1 校が避難先である二本松市で再開しました。

一方、町内では、平成 30 年 4 月に浪江町立なみえ創成小・中学校が開校しています。

町立学校のこれまでの経過と今後の方針

年度	これまでの経過									今後の方針				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
浪江小学校	避難先再開	→									休校			
津島小学校	臨時休業	→		避難先再開	→									閉校
浪江中学校	避難先再開	→									休校			
なみえ創成小学校									町内開校	→				
なみえ創成中学校									町内開校	→				
その他の学校	臨時休業	→									休校	→	閉校	

令和2年2月時点での児童生徒数

校名	浪江小学校	津島小学校	なみえ創成小学校	なみえ創成中学校	区域外就学
児童・生徒数	1	1	16	3	1,083

基本とする考え方

基本理念

なかよく

みんな

えがおで

子どもたちの未来につなぐ

基本目標

具体的施策

本計画は、これまでの本町の歩みと復興の考え方を踏まえ、「な」かよく（環境優先）、「み」んな（協働活力）、「え」がおで（安心生活）の3つの方針を踏まえつつ、豊かで充実した子育て環境を実現し、子どもたちの未来につないでいくことを基本理念とします。

※太字は原発避難者特例法により避難先の自治体から行政サービスを受けられる施策です。

1. 親子の健康を守る

- (1) 安全な妊娠・出産の支援
- (2) 子どもと家族の健康支援
- (3) 思春期保健
- (4) 食育の推進
- (5) 放射線対策

- ①母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談 ②妊婦健康診査の公費負担 ③マタニティマーク配布事業 ④妊婦歯科健康診査 ⑤子育て世代包括支援センター
- ①乳幼児家庭訪問 ②乳幼児健康診査 ③未熟児訪問事業 ④予防接種事業 ⑤母子支援事業 ⑥産後ケア事業 ⑦幼児フツ化物歯面塗布事業
- ①スクールカウンセラー等の設置
- ①認定こども園・小中学校での食育の推進 ②すこやかおやつ教室
- ①線量計の貸与 ②内部被ばく検査 ③甲状腺検査 ④食品の放射性物質測定 ⑤放射線健康相談 ⑥給食食材の放射性物質測定



2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

- (1) 多様な交流体験機会の拡充
- (2) 魅力ある学校教育の推進
- (3) 子どもの個性と創造性を育む環境整備
- (4) 家庭の子育て力の向上支援
- (5) 地域の療育支援体制の充実

- ①放課後なみえこどもクラブ事業
- ①地域と学校の連携
- ①社会体育施設の整備 ②読書環境の充実 ③屋内遊び場施設の整備 ④公園整備 ⑤浪江にじいろこども園園庭開放
- ①ブックスタート事業
- ①障害児通所支援事業 ②障害児入所支援事業 ③障害福祉サービス事業 ④地域生活支援事業 ⑤補装具給付 ⑥日常生活用具給付 ⑦特別支援教育介助員の配置 ⑧特別支援コーディネーターの配置

3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

- (1) 子育て相談支援体制の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上
- (3) 子育て支援センター事業の展開
- (4) 子どもの居場所づくりの推進
- (5) 経済的支援の推進
- (6) ひとり親家庭の自立支援

- ①子育て情報の発信 ②相談体制の充実 ③子育てサロン事業 ④スクールソーシャルワーカー等の配置
- ①通常保育事業 ②延長保育事業 ③一時預かり事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤教育・保育施設の整備
- ①地域子育て支援センター事業
- ①放課後なみえこどもクラブ事業 ②スポーツ活動の支援
- ①児童手当 ②奨学資金貸付 ③子ども医療費助成事業 ④養育医療 ⑤就学援助 ⑥保育料助成 ⑦出産祝い金 ⑧出産育児一時金 ⑨障害児福祉手当 ⑩特別児童扶養手当 ⑪重度心身障がい児童福祉手当 ⑫子育て世帯住宅支援補助金 ⑬なみえ創成小・中学校制服等支給制度 ⑭小学校・中学校遠距離通学費助成 ⑮遠距離通学費助成
- ①母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ②児童扶養手当 ③ひとり親家庭医療費助成事業

4. 地域とともに子育てしやすい環境をつくる

- (1) 児童虐待防止体制の強化
- (2) 家庭生活と職業生活の両立支援
- (3) 地域の子育て支援の推進
- (4) 安全な生活環境の整備
- (5) 子どもの貧困対策の推進

- ①要保護児童対策地域協議会
- ①就労支援等広報啓発活動 ②男女共同参画事業
- ①子育て応援パスポート事業 ②こどもの笑顔フォトコンテスト ③育児パッケージ配布事業
- ①道路整備 ②公園整備 ③屋内遊び場施設の整備 ④スクールバス運行 ⑤除染事業
- (生活の支援)①母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ②子育て世帯住宅支援補助金
(教育の支援)①放課後なみえこどもクラブ事業 ②地域と学校の連携 ③奨学資金貸付 ④就学援助
(保護者の就労支援)①就労支援等広報啓発活動 ②通常保育事業
(経済的支援)①児童手当 ②子ども医療費助成事業 ③保育料助成 ④ひとり親家庭医療費助成事業 ⑤児童扶養手当
⑥なみえ創成小・中学校制服等支給制度 ⑦小学校・中学校遠距離通学費助成 ⑧遠距離通学費助成
(支援体制の連携強化)①要保護児童対策地域協議会 ②スクールソーシャルワーカー等の配置



5. 幼児期の教育・保育体制の充実を図る